



保育所の入所受付

1月13日と14日

町内各保育所の入所受付が、1月13(水)と14日(木)に行われます。来月4月から新たに保育所への入所を希望される方、並びに現在入所中で来年度も引き続き入所を希望される方は、下記の入所基準に従って手続きをしてください。

なお、平成10年度からは、家族の希望によって町内のどの保育所にも入所することができます。

保育所名	定員	受付日	受付時間	受付場所
第1保育所	120名	1月13日(水)	午前9時～正午 午後1時～4時	第1保育所
第2保育所	60名	1月13日(水)	午前9時～正午 午後1時～4時	第2保育所
上堺保育所	90名	1月13日(水)	午前9時～正午 午後1時～4時	上堺保育所
大総保育所	60名	1月13日(水)	午前9時～正午 午後1時～4時	大総保育所
フタバ保育園	120名	1月14日(木)	午前9時～正午 午後1時～4時	フタバ保育園

入所基準

児童の保護者並びに同居している家族が、次のいずれかの事情で児童を保育することができない場合に限る。

- ① 昼間家庭の外で働いている。
- ② 昼間児童と離れて家事以外の仕事をしている。
- ③ 妊娠中(出産前3か月)または、出産後3か月まで。
- ④ 病気や負傷、または、心身に障害がある。
- ⑤ 長期にわたる病人や心身に障害をもつ同居の親族を常時介護している。
- ⑥ 火災や風水害などでその復旧にあたっていている。
- ⑦ その他(①～⑥)に類する状態にあるもの。

申請に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 保険証
- ③ 平成10年分源泉徴収票(給与所得者)
- ④ 平成10年分所得税確定申告書、または平成11年度町民税申告書の写しを申告終了後に提出(事業所得者)
- ⑤ 平成10年度前住所地の市町村民税通知書(平成10年1月2日以降に横芝町へ転入した者)
- ⑥ その他、自営業・パート・内職・農業等の証明書

※ 申請用紙は役場保健福祉課並びに各保育所に用意してあります。お問い合わせは保健福祉課

(☎内線二五五)へ。

第2保育所とフタバ保育園で『延長保育』を実施



働く女性の大きな悩みの一つに「育児との両立」があります。

全国的に共働き夫婦が増加している中で、保育所の開設時間の延長を望む声が高まっておりますが、当町では、右表のとおり第2保育所とフタバ保育園が『延長保育』を実施しておりますので、希望される方は、保育所入所受付の際にその旨を申請してください。

※ 『延長保育』は、上記の入所基準のほか、保護者の就労形態、残業等やむを得ない事情がある方に限ります。

各保育所の開設時間

保育所名	開設時間
第1保育所	月～金・午前8時30分～午後5時15分 土・午前8時30分～午後0時30分
第2保育所	月～金・午前7時30分～午後6時30分 土・午前7時30分～午後4時00分
上堺保育所	月～金・午前8時30分～午後5時15分 土・午前8時30分～午後0時30分
大総保育所	月～金・午前8時30分～午後5時15分 土・午前8時30分～午後0時30分
フタバ保育園	月～金・午前7時30分～午後6時30分 土・午前7時30分～午後4時00分